

平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、「復旧・復興の3原則」の下、次の各号に掲げる枠組みを基本に、市町村に対し、平成28年熊本地震からの早期の復興を図るため、予算の範囲内において平成28年熊本地震復興基金交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

- (1) 「痛みの最小化」に向けた被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設の復旧支援
- (2) 「創造的な復興」に資する地域の防災能力の向上
- (3) 「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」ための被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援

(交付対象事業費及び補助率等)

第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象事業に要する費用（以下「交付対象事業費」という。）、補助率、上限額等は、別表のとおりとする。

2 交付対象事業には、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付対象は、熊本県内の市町村とする。

2 交付対象事業を市町村以外の団体等が実施する場合、交付を受けた市町村は、交付対象事業が遂行されるよう、当該団体等に対して所要額を交付するなど、必要な措置を講じなければならない。

(交付金の交付の申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書及び実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。

(交付金の交付の決定及び額の確定の通知)

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(交付金の請求)

第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(証拠書類の保管)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要項は、平成29年1月18日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年3月10日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年5月30日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年8月31日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年12月7日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年7月19日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年3月29日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年9月18日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年10月18日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年2月6日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年3月27日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年2月26日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年3月23日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年3月24日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)					
① 被災者の生活支援	1	認可外保育施設利用者支援事業	被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育認定を受けた認可外保育施設利用者の保育料を支援する。	1. 対象事業費 次の2つの要件をいずれも満たす世帯に係る認可外保育施設の保育料 ①保育認定を受けている児童が属する世帯。 ②居住する家屋が半壊以上の世帯。 2. 対象者 上記要件を満たす世帯の世帯主等 3. 対象期間 平成28年4月から平成30年3月までの24か月間 4. その他 ・保育料について、独自で補助を行っている場合は、その額を除く。 ・補助率を上回る助成を行う場合に追加に必要な経費は、各市町村負担とする。	居住する住家が「全壊」又は「大規模半壊」の判定を受けた世帯	10/10	-					
					居住する住家が「半壊」の判定を受けた世帯	1/2	-					
	2	放課後児童クラブ利用者支援事業	被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、民営の放課後児童クラブ利用者の利用料を支援する。	1. 対象事業費 居住する家屋が半壊以上の世帯に係る民営の放課後児童クラブの利用料 2. 対象者 上記要件を満たす世帯の世帯主等 3. 対象期間 平成28年4月から平成30年3月までの24か月間 4. その他 ・民営の放課後児童クラブが、熊本地震を事由とする利用料の減免を行う場合、当該減免額に対して助成する市町村に交付する。 ・民営の放課後児童クラブが減免を行わない場合、各市町村が被災世帯に行う助成に対して交付する。 ・補助率を上回り助成する場合に追加に必要な経費は、各市町村の負担とする。	居住する住家が「全壊」又は「大規模半壊」の判定を受けた世帯	10/10	-					
					居住する住家が「半壊」の判定を受けた世帯	1/2	-					
	3	応急仮設住宅維持管理費用支援事業	応急仮設住宅入居者の負担を軽減するため、応急仮設住宅等に関する維持管理経費を支援する。	1. 対象事業費 県が被災者のために供与した応急仮設住宅等に関し市町村が実施する維持管理、点検及び修繕等に要する次に掲げる経費 (1) 共通経費 ①共用施設等の維持管理経費 集会所、談話室、外灯、浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナ等共用施設の維持管理費用(電気代、水道代等) ②団地内通路及び団地駐車場の補修に要する経費 ③共用施設等(給排水設備、共同アンテナ等)の修繕に要する経費 ④浄化槽、受水槽等の保守点検に要する経費 ⑤その他、応急仮設住宅を適切に管理するために必要な経費 (2) 木造仮設住宅の土台等の防腐防蟻処理に要する経費 (3) 木造仮設住宅の外壁等(木部に限る。)の塗装に要する経費 2. 対象者 応急仮設住宅等の維持管理を行う市町村 3. 交付基準 下の対象事業区分ごとの限度額と実支出額を比較して少ない方の額を交付する。(年額)	-	10/10 (2)のみ1/2)	「3. 交付基準」 のとおり					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)共通経費</td> <td>次の①～③の合計額 ①応急仮設住宅設置戸数×2,400円(月額)×設置期間(月) ②応急仮設住宅設置戸数(浄化槽設置団地に限る。)×34,000円(年額) ③応急仮設住宅設置戸数(受水槽設置団地に限る。)×1,500円(年額)</td> </tr> <tr> <td>(2)防腐防蟻処理に要する経費</td> <td>対象応急仮設住宅戸数×100,000円</td> </tr> <tr> <td>(3)外壁等の塗装に要する経費</td> <td>対象応急仮設住宅戸数×148,000円</td> </tr> </tbody> </table>		対象事業区分	限度額	(1)共通経費	次の①～③の合計額 ①応急仮設住宅設置戸数×2,400円(月額)×設置期間(月) ②応急仮設住宅設置戸数(浄化槽設置団地に限る。)×34,000円(年額) ③応急仮設住宅設置戸数(受水槽設置団地に限る。)×1,500円(年額)	(2)防腐防蟻処理に要する経費	対象応急仮設住宅戸数×100,000円	(3)外壁等の塗装に要する経費	対象応急仮設住宅戸数×148,000円		
対象事業区分	限度額											
(1)共通経費	次の①～③の合計額 ①応急仮設住宅設置戸数×2,400円(月額)×設置期間(月) ②応急仮設住宅設置戸数(浄化槽設置団地に限る。)×34,000円(年額) ③応急仮設住宅設置戸数(受水槽設置団地に限る。)×1,500円(年額)											
(2)防腐防蟻処理に要する経費	対象応急仮設住宅戸数×100,000円											
(3)外壁等の塗装に要する経費	対象応急仮設住宅戸数×148,000円											

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
① 被災者の生活支援	4	応急仮設住宅移転等費用支援事業	1 応急仮設住宅移転費用負担金 自己都合によらず、県等が供与した応急仮設住宅を撤去する場合に、当該応急仮設住宅の入居者が他の応急仮設住宅に転居するための費用を支援する。	1. 対象事業費 (1) 入居者が引越業者等に支払った経費 (2) 市町村が直接引越業務を委託・実施した場合の経費 2. 対象者 集約化により応急仮設住宅間で移転が必要となった応急仮設住宅入居世帯 3. 交付基準 1世帯あたり「1. 対象事業費」の経費で実際に支出した額と100千円を比較して少ない方の額 4. その他 引越業者等は、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて貨物自動車運送業務を行う運送業者及び転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者とする。	-	10/10	1世帯あたり100千円
			2 民間賃貸住宅移転費用負担金 (1) 借上型仮設住宅の供与期間が延長された場合で、自己都合によらず、貸主が継続入居に不同意の場合に、入居者が転居するための費用を支援する。 (2) 借上型仮設住宅(県外避難を含む)から建設型仮設住宅へ転居(国の住み替え要件緩和に伴うもの)する場合に、入居者が転居するための費用を支援する。	1. 対象事業費 入居者が引越業者等に支払った経費 2. 対象者 (1) 借上型仮設住宅の供与期間が延長された世帯で、貸主が継続入居に不同意の世帯 (2) 借上型仮設住宅(県外避難を含む)入居世帯で、供与期間延長要件に該当し、かつ、建設型仮設住宅に転居する世帯 3. 交付基準 1世帯あたり「1. 対象事業費」の経費で実際に支出した額と100千円を比較して少ない方の額 4. その他 引越業者等は、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて貨物自動車運送業務を行う運送業者及び転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者とする。	-	10/10	1世帯あたり100千円
			3 災害公営住宅等移転費用負担金 公共事業の影響により自宅再建ができない応急仮設住宅の入居者が、県が供与した応急仮設住宅から災害公営住宅等に転居する場合に、当該応急仮設住宅の入居者が災害公営住宅等に転居するための経費を支援する。	1. 対象事業費 (1) 入居者が引越業者等に支払った経費 (2) 市町村が直接引越業務を委託・実施した場合の経費 2. 対象者 災害救助法による応急仮設住宅の供与終了までに、公共事業の影響により自宅再建ができず、応急仮設住宅から災害公営住宅等に転居が必要となった応急仮設住宅入居世帯 3. 交付基準 1世帯あたり「1. 対象事業費」の経費で実際に支出した額と100千円を比較して少ない方の額 4. その他 引越業者等は、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて貨物自動車運送業務を行う運送業者及び転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者とする。	-	10/10	1世帯あたり100千円

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
			4 災害公営住宅等家賃負担金 公共事業の影響により自宅再建ができない応急仮設住宅の入居者が、県が供与した応急仮設住宅から災害公営住宅等に転居する場合に、入居者が居住するために要する家賃等を支援する。	1. 対象事業費 入居者が居住のために負担した経費 2. 対象者 災害救助法による応急仮設住宅の供与終了までに、公共事業の影響により自宅再建ができず、応急仮設住宅から災害公営住宅等に転居が必要となった応急仮設住宅入居世帯 3. 交付基準 対象事業に該当すると認められる経費について、以下の経費ごとの上限額と実支出額を比較して少ない方の額を交付する。 (1) 家賃 共益費、管理費、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等、直接の家賃とは認められない費用を除き、1月あたり6万円(対象世帯が5名以上(乳幼児を除く。))である場合にあっては9万円)を限度とする。 (2) 共益費又は管理費 社会通念上必要と認められる金額を限度とする。 (3) 敷金(賃貸借終了における賃借人の責に帰すべき事由による損傷又は汚損に係る修繕に要する費用に充てられるものに限る。)及び礼金 家賃の3か月分を限度とする。 (4) 仲介手数料 家賃の0.55か月分を限度とする。 (5) 火災保険等損害保険料 1年あたり1万円を限度とする。 (6) 鍵交換費用 1世帯あたり3万円を限度とする。 (7) その他市町村長が特に必要と認めるもの 1世帯あたり10万円を限度とする。	-	10/10	「3. 交付基準」 のとおり
	5	復興支援ボランティア連携推進事業	被災地域と災害ボランティア団体が連携して迅速・効果的な被災者支援を進めるため、被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を助成する。	1. 対象事業費 被災者支援を目的にNPO等のボランティア団体が行う次の事業に要する謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、その他県が必要と認める費用 ①子ども支援、親支援(子どもの遊び場づくり、育児支援等) ②日常生活支援(移動・買い物等) ③被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援(住民リーダー) 2. 対象者 ボランティア団体等(別記(添付用)第14号様式・助成団体等の要件を参照) 3. 対象期間 平成29年4月から令和5年3月までの72か月間 4. その他 ・1団体当たりの上限額 1,000千円	-	10/10	1団体あたり1,000千円
	6	臨時託児サービス設置事業	市町村等が開催する熊本地震からの復旧・復興に向けた事業説明会や意見交換会等の際に、子育て世帯が参加しやすい環境を整備するため、開催する者に対して、託児サービスに係る費用を支援する。	1. 対象事業費 事業説明会や意見交換会、交流会、講演会、復興支援イベント、勉強会等を開催する際、託児サービスを提供するために必要となる経費。 2. 対象者 市町村、ボランティア団体等(別記(添付用)第14号様式・助成団体等の要件を参照) 3. 対象期間 平成29年4月から平成30年3月までの12か月間	-	10/10	150千円/回

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
① 被災者の生活支援	7	仮設住宅等コミュニティ形成支援事業	1 地域コミュニティ形成に資する活動経費 応急仮設住宅等における住民主体のコミュニティ形成を促進し、住民同士の顔の見える関係づくりや互助・共助の取組を支援するため、自治組織等の活動経費を助成する。	1. 対象事業費 応急仮設住宅住民等の地域コミュニティ形成を目的に自治組織が行う勉強会、見守り活動、住民イベントの開催等に要する経費 2. 対象者 応急仮設住宅（建設型・借上型）の入居者（以下「仮設入居者」という。）が参加する次の自治組織等 ① 応急仮設住宅（建設型）の入居世帯で構成された自治組織 ② 応急仮設住宅（建設型・借上型）の入居世帯が所属する既存の自治組織（自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が2割以上） ③ 応急仮設住宅（借上型）の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が呼びかけて形成された自治組織 3. 対象期間 平成29年4月から令和5年3月までの72か月間 4. 交付基準 自治組織等から提出される事業計画のうち対象事業費に該当すると認められる経費について、下の区分ごとの上限額まで交付する。（年額） ① 5～50世帯：100千円、51～100世帯：150千円、101世帯以上：200千円 ② 5～50世帯：50千円、51～100世帯：75千円、101世帯以上：100千円 ③ 5～9世帯以上が参加するグループ：25千円 10世帯以上が参加するグループ：50千円 5. その他 上記「2. 対象者」の①及び③については、同一世帯の重複算定は認めない。	-	10/10	① 5～50世帯：100千円、 51～100世帯：150千円、 101世帯以上：200千円 ② 5～50世帯：50千円、 51～100世帯：75千円、 101世帯以上：100千円 ③ 5～9世帯が参加するグループ：25千円 10世帯以上が参加するグループ：50千円
			2 被災自治組織の防犯灯電気料金 自治会内に多くの被災者がおられる場合に、被災者の負担を軽減するとともに、夜間の安全性を確保するため、被災した自治会が所有する街路灯・防犯灯の電気料を支援する。	1. 対象事業費 自治会が所有する街路灯・防犯灯の電気料 2. 対象者 応急仮設住宅や親族宅への避難により、自治会の居住者数が被災前より2割減少した自治会 3. 対象期間 平成29年4月から令和5年3月までの72か月間	-	1/2以内	6千円/灯
	8	復興関連ボランティアセンター等運営推進事業	復興関連業務を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会に対して、同センターの運営に要する経費を補助する。	1. 対象事業費 復興関連業務を行うボランティアセンターの運営に要する経費（人件費、事務費、広報などその他ボランティアセンターの復興関連業務に要する経費） 2. 対象者 復興関連業務を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会 3. 対象期間 平成29年4月から令和4年3月までの60か月間 4. その他 対象事業費について、復興関連業務とそれ以外の通常業務に関する業務の運営に要する経費を区分して把握すること。	-	10/10	2,400千円
	9	被災者見守り対策強化事業	応急仮設住宅（建設型・借上型）に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯が安心して日常生活を送れるよう、見守り対策強化として緊急通報システムの設置により支援する。	1. 対象事業費 応急仮設住宅（建設型、借上型）に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯等が安心して日常生活を送れるよう、市町村が実施する民間セキュリティ会社等を利用した緊急通報システムの設置に要する経費 2. 対象者 応急仮設住宅（建設型、借上型）に入居する以下①～③のいずれかに該当する者で、見守り対策の強化が必要な者 ① 独居高齢者世帯（65歳以上） ② 要配慮世帯 ③ 上記のほか、市町村長が特に必要と認める者	-	-	通報装置の利用に係る費用（4,000円×月×世帯数） + 通報装置の設置及び撤去費用 （13,500円×世帯数） ※上限額を超える場合は個別に協議すること

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
① 被災者の生活支援	10	高校生等通学支援事業	被災した鉄道（JR豊肥本線及び南阿蘇鉄道）の代替通学手段として、新設された路線バスを利用する高校生等の保護者の負担軽減のため、通学に要する経費の一部を支援する。	1. 対象事業費 鉄道を利用する場合の通学費（定期券額）と新設された路線バス（快速南郷ライナー号）を利用する場合の通学費（定期券額）との差額 2. 対象者 対象路線バスの定期券を購入して通学する高校生等	-	10/10	対象事業費の範囲
	11	農地等被災農業者生活支援事業	1 借地による営農維持支援 被災農業者が一時的な借地により営農を維持する場合に、必要な掛増し経費を助成する。	1. 対象事業費 復旧工事に係るほ場の代替耕作地の賃借料、機械借り上げ・運搬経費等の掛増し経費 2. 対象者 災害復旧工事により1年以上耕作できない農地の耕作者 3. 対象期間 原則1年分 4. その他 ・災害復旧工事により1年以上耕作できない農地面積を上限（契約書の写し等で確認） ・作付が確認できなかった場合は交付対象とならない。	-	定額補助	22千円/10a
			2 被災農業者の雇用支援 被災農業者の営農再開の準備資金や復旧工事完了までの生活支援として、農業団体・農業法人が行う選果場等での就労に関し被災農業者を一時的に雇用する場合に労賃の一部を助成する。	1. 対象事業費 被災農家を雇用した農業団体・農業法人が支払う雇用労賃 2. 対象者 災害復旧工事により1年以上耕作できない農地の耕作者を雇用する農業団体、農業法人 3. 対象期間 原則1年間 4. その他 記録等で確認できる勤務状況に応じて算出した額を農業団体・農業法人に助成。			1/2以内
3 施設等再建に係る早期営農再開支援 「震災復旧緊急対策経営体育成支援事業」による農舎等の再建・修繕において、速やかな着工（マッチングの取組みなどの対応）により増嵩した掛かり増し経費の一部を助成する。			1. 対象事業費 「震災復旧緊急対策経営体育成支援事業」の再見積りによる契約で発生する掛かり増し経費のうち、次の費用 ①交通費、運搬費（作業員や資機材等の輸送費用として、1km当たり37円を乗じて得た金額） ②高速料金（作業員や資機材等の輸送費用として、高速料金を支払った実額） ③作業員宿泊代（作業員1人当たり7,200円を乗じて得た金額） ④見積書の取得費（見積の再取得に要する費用） 2. 対象者 平成28年度繰越事業の未契約工事（平成29年10月12日以降に新たに契約を結ぶもの。10月11日以前に仮契約をして、10月12日以降に自己都合により再契約したものは対象としない。） 3. 対象期間 平成29年10月12日から平成30年3月31日まで	定額補助 (掛かり増し経費の2/3相当額)			当初見積りと再見積りの国庫算定基礎額の差額又は当初見積時の国庫算定基礎額の10%の額のいずれか低い額の2/3

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
② 被災宅地の復旧支援	1	被災宅地復旧支援事業	1 被災宅地復旧費補助 生活再建を図る被災者等に対し、被災宅地の復旧に要する経費の一部を支援する。	<p>1. 対象事業費 平成28年熊本地震による被災宅地の復旧に要する次に掲げる工事の経費</p> <p>① 復旧工事 原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。） ア のり面の復旧工事 イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。） ウ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。）</p> <p>② 地盤改良工事 液状化が発生したとみられる区域における液状化再度災害防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物。以下同じ。）下の地盤改良工事</p> <p>③ 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎について沈下又は傾斜を修復する工事</p> <p>※①～③の工事の経費には調査、設計費を含み、工事の実施に伴い発生した家屋等の補修（市町村が代行施工する場合にあっては、家屋等への損失補償）に要する経費は、含まないものとする。 ※宅地耐震化推進事業など公共事業が施行される宅地における工事は原則として対象外とする。</p> <p>2. 対象者 対象宅地の所有者、管理者又は占有者（管理者及び占有者にあっては、所有者の全部又は一部から上記工事の施工について承諾を得た者に限る。） また、市町村が上記対象者の代行施工（上記対象者から委任状等を受領した地盤改良工事に限る。）をずる場合も対象とする。</p> <p>3. 対象宅地 平成28年熊本地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない。）の用に供されていた宅地。ただし、分譲宅地等の宅地開発用の宅地は除く。 なお、市町村が代行施工する場合、液状化対策に関する検討委員会等の意見を踏まえて市町村が対象地区を決定したものであり、かつ当該地区内の区域において、国庫補助の対象とならない宅地に限る。</p> <p>4. その他 ・ 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金など他の補助制度の対象となる被災宅地の復旧に要する工事は、原則として対象とならない。 ・ 併用住宅の宅地は、住宅の用に供する部分の宅地が対象。対象部分の判定が困難な場合は、併用住宅の住宅と非住宅の面積で工事費を按分し、補助金の額を算定する。 ・ 市町村が代行施工する場合の1宅地当たりの交付上限額にあっては、原則として、経済性及び安全性に優れた「地中壁改良工法による額」を適用するものとし、現場条件等により、当該施工が困難な場合で、やむを得ず、薬液注入工法により施工する場合にあっては、「薬液注入工法による額」を適用するものであること。（市町村において、宅地毎の選定工法及び選定理由（安全性、施工条件、経済性等）を備えおくものとする。）</p>	-	2/3 (対象事業費から50万円を控除した額に乗じる。)	1 宅地につき 6,333千円 (市町村が代行施工する宅地については、所有者、管理者又は占有者が施工した工事を含め、1宅地につき地中壁改良工法による場合を13,000千円とし、薬液注入工法による場合を25,666千円とする。)

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
② 被災宅地の復旧支援	2	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	1 住宅移転費支援事業 土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の移転・建替えに要する経費の一部を支援する。	<p>1. 対象事業費 土砂災害警戒区域以外への移転に要する次に掲げる経費 ①住宅除却費（危険住宅の除却、動産の移転経費等） ②移転経費（建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費（1年間）等） ③住宅建設・購入費等（住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費） ※詳細は『熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項』の別表に定める補助対象経費</p> <p>2. 事業対象区域（土砂災害特別警戒区域等） 以下の①及び②の土砂災害特別警戒区域等 ①土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 ②土砂災害防止法第4条第2項の規定により各市町村長に通知した基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域</p> <p>3. 支援対象者 土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住し、熊本地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者。 ただし、相続による取得など、取得時に土砂災害特別警戒区域であったことを知りえない特別な事情がある者は対象とする。</p> <p>4. 事業の要件 ①被災住宅を除却すること ②住宅の居住者が土砂災害警戒区域外に移転すること ③移転先が熊本県内であること</p> <p>5. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間</p> <p>6. その他 ※被災住宅の市町村と移転先の市町村が異なる場合は、原則、移転先の市町村で補助金申請等の手続きを実施すること（移転先の市町村が補助金申請等の手続きが実施できない場合は、移転元の市町村で実施すること）</p>	-	10/10	3,000千円/件
			2 住宅補強費支援事業 土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の現地建替えに要する経費の一部を支援する。	<p>1. 対象事業費 現地（土砂災害特別警戒区域内）での建替え（部分建替えを含む）時に必要となる次に掲げる経費 ①工事費用：建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用 ②設計費用：住宅補強工事のための設計に要する費用</p> <p>2. 事業対象区域（土砂災害特別警戒区域） 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p> <p>3. 支援対象者 土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住し、熊本地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者で移転が困難な者。 ただし、相続による取得など、取得時に土砂災害特別警戒区域であったことを知りえない特別な事情がある者は対象とする。</p> <p>4. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間</p>	-	1/2	1,500千円/件

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
③ 住まいの再建 (「熊本型」住 まいの再建加速化)	1	生活・住まい再建 支援事業	1 生活再建支援事業 被災者の生活再建に関する広報や市町村 外避難者への情報提供等の実施により、被 災者の早期の生活再建を支援する。	1. 対象事業費 被災者の生活再建に関する広報の実施(各種支援制度のガイドブック作成や ラジオによる広報等)及び市町村外避難者への情報提供等(資料作成や郵送等) に要する経費 2. 対象者 市町村 3. 対象期間 平成29年4月から令和5年3月までの72か月間	-	10/10	@110円×半壊以上 世帯数+@350円× 市町村外避難世帯 数×12月
			2 住まい再建支援事業(伴走型住まい確 保支援) 被災者の様々な問題等に関する専門的な 相談窓口の設置や、生活再建を支援する専 門員の配置及び個別訪問・聞き取りなどの伴 走型支援(不動産情報の斡旋や住まい再建 に向けた各種手続き支援)の実施により、 応急仮設住宅(建設型・借上型)の供与期 間内に、被災者の自力での住まいの再建が 進むよう支援する。	1. 対象事業費 応急仮設住宅(建設型、借上型)の入居者の住まいの再建に向けて、熊本市が実 施する次の事業に要する経費 ①住まいに関する専門的な相談窓口の設置(相談員の配置) ②個別訪問・聞き取りなどの伴走型支援(不動産情報の斡旋や住まい再建に向けた 各種手続き支援) ③疾病や精神障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱える応急仮設住宅入居者 の生活再建を支援する専門員の配置(NPO法人等への業務委託や法律相談員 の配置) 2. 対象期間 平成29年7月から令和4年3月までの57か月間	①及び②	10/10	平成29年度: 38,000千円 平成30年度: 68,000千円 令和元年度: 71,000千円
					③	10/10	平成30年度: 10,000千円 令和元年度: 24,000千円 令和2年度: 3,394千円 令和3年度: 240千円

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
③ 住まいの再建 (「熊本型」住まいの再建加速化)	2	住まいの再建支援事業	1 リバースモーゲージ利子助成事業 熊本地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者(被災者)が県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するため、被災者が金融機関等からリバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例等)を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して助成する。 ※熊本市のみを対象とした事業	1. 対象となる住宅 金融機関等からリバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例等)を受けて、県内で新築し、購入し、又は補修する住宅(平成28年4月15日以降に契約したものに限り。) 2. 対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者 (1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその期間内)に退去した者(ただし、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者を除く) (2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者 ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 ウ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 (3) その他、市町村長が認める者 3. 交付基準 借入額(借入額が850万円を超える場合は、850万円)に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利を乗じて算出した額に20を乗じて得た額を1世帯あたり1回限り助成する。 4. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間 ※被災者から市町村への申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。 ただし、入居の日が、市町村が定める要項の施行前である場合には、当該要項の施行日から6月を経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)までとする。	—	10/10	3. 交付基準のとおり

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
③ 住まいの再建 (「熊本型」住まいの再建加速化)	2	住まいの再建支援事業	2 自宅再建利子助成事業 熊本地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者(被災者)が県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するため、被災者又は被災者の2親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して助成する。 ※熊本市のみを対象とした事業	1. 対象となる住宅 金融機関等から融資を受けて、県内で新築し、購入し、又は補修する住宅(平成28年4月15日以降に契約したものに限る。) 2. 対象者 次の(1)及び(2)の要件を満たす者 (1) 次のアからウのいずれかに該当する者 ア 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその期間内)に退去した者(ただし、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者を除く) イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者 (ア)市町村長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者 (イ)市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 (ウ)被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 ウ その他、市町村長が認める者 (2) 住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年(前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年)の収入(所得)額が、5の世帯収入(所得)要件を満たす世帯 3. 交付基準 借入額(借入額が850万円を超える場合は、850万円)に、借入時の貸付利率(独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利を超える場合は、当該融資金利)及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1世帯当たり1回限り助成する。 4. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間 ※被災者から市町村への申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。 ただし、入居の日が、市町村が定める要項の施行前である場合には、当該要項の施行日から6月を経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)までとする。	—	10/10	3. 交付基準のとおり

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)																								
③ 住まいの再建 (「熊本型」住まいの再建加速化)	2	住まいの再建支援事業		<p>5. 世帯収入(所得)要件</p> <p>世帯収入(所得)については、次の1又は2により判定する。 また、3の控除要件に該当する者がいれば3により判定する。</p> <p>1 世帯収入(所得)要件については、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 世帯全員の収入が給与収入のみ の場合</td> <td>(2) 世帯員の収入に給与収入以外の 収入がある場合</td> </tr> <tr> <td>世帯全員の収入の合計額が500万 円以内</td> <td>世帯全員の所得の合計額が350万 円以内</td> </tr> </table> <p>2 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入(所得)要件については、 次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>扶養親族数</td> <td>(1) 世帯全員の収入が給与 収入のみの場合</td> <td>(2) 世帯員の収入に給与収 入以外の収入がある 場合</td> </tr> <tr> <td>1人の場合</td> <td>世帯全員の収入の合計額が 550万円以内</td> <td>世帯全員の所得の合計額が 390万円以内</td> </tr> <tr> <td>2人の場合</td> <td>世帯全員の収入の合計額が 600万円以内</td> <td>世帯全員の所得の合計額が 430万円以内</td> </tr> <tr> <td>3人以上の場合</td> <td>世帯全員の収入の合計額が 700万円以内</td> <td>世帯全員の所得の合計額が 510万円以内</td> </tr> </table> <p>3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり 控除する。 なお、世帯収入が給与収入のみの場合、世帯収入(所得)要件を1の(2)及 び2の(2)により算定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満60歳以上の者がいる場合</td> <td>世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 10万円所得を控除 する</td> </tr> <tr> <td>(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級~6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当 するとき</td> <td>世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 27万円所得を控除 する</td> </tr> <tr> <td>(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき</td> <td>世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 40万円所得を控除 する</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 世帯全員の収入が給与収入のみ の場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の 収入がある場合	世帯全員の収入の合計額が500万 円以内	世帯全員の所得の合計額が350万 円以内	扶養親族数	(1) 世帯全員の収入が給与 収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収 入以外の収入がある 場合	1人の場合	世帯全員の収入の合計額が 550万円以内	世帯全員の所得の合計額が 390万円以内	2人の場合	世帯全員の収入の合計額が 600万円以内	世帯全員の所得の合計額が 430万円以内	3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が 700万円以内	世帯全員の所得の合計額が 510万円以内	控除要件	控除額	(1) 満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 10万円所得を控除 する	(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級~6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当 するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 27万円所得を控除 する	(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 40万円所得を控除 する			
(1) 世帯全員の収入が給与収入のみ の場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の 収入がある場合																														
世帯全員の収入の合計額が500万 円以内	世帯全員の所得の合計額が350万 円以内																														
扶養親族数	(1) 世帯全員の収入が給与 収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収 入以外の収入がある 場合																													
1人の場合	世帯全員の収入の合計額が 550万円以内	世帯全員の所得の合計額が 390万円以内																													
2人の場合	世帯全員の収入の合計額が 600万円以内	世帯全員の所得の合計額が 430万円以内																													
3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が 700万円以内	世帯全員の所得の合計額が 510万円以内																													
控除要件	控除額																														
(1) 満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 10万円所得を控除 する																														
(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級~6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当 するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 27万円所得を控除 する																														
(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 40万円所得を控除 する																														

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
③ 住まいの再建 (「熊本型」住まいの再建加速化)	2	住まいの再建支援事業	3 民間賃貸住宅入居支援助成事業 熊本地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を定額で助成する。	1. 対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者 (1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその期間内)に退去した者(ただし、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者を除く) (2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者 ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 ウ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 (3) その他、市町村長が認める者 2. 交付基準 上記対象者が県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用に対して、1世帯当たり1回限り助成する。 3. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間 ※被災者から市町村への申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。 ただし、入居の日が、市町村が定める要項の施行前である場合には、当該要項の施行日から6月を経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)までとする。	—	定額	1世帯当たり200千円
			4 転居費用助成事業 熊本地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等への転居に要する費用を定額で助成する。	1. 対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者 (1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその期間内)に退去した者 (2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者 ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 ウ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯として認定された者 (3) その他、市町村長が認める者 2. 交付基準 上記対象者が県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等へ転居した場合に、1世帯当たり1回限り助成する。 3. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間 ※被災者から市町村への申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。 ただし、入居の日が、市町村が定める要項の施行前である場合には、当該要項の施行日から6月を経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)までとする。	—	定額	1世帯当たり100千円

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
③ 住まいの再建 (「熊本型」住まいの再建加速化)	2	住まいの再建支援事業	5 公営住宅入居支援事業 熊本地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要な経費を定額で助成する。	1. 対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、かつ、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく加算支援金を受給していない者とする。 (1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその期間内)に退去した者(ただし、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者を除く) (2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者 ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 ウ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 (3) その他、市町村長が認める者 2. 交付基準 上記対象者が県内の公営住宅に入居した場合に、1世帯当たり1回限り助成する。 3. 対象期間 平成28年4月15日から令和5年3月31日までの84か月間 ※被災者から市町村への申請については、入居の属する月の末日から6月経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。 ただし、入居の日が、市町村が定める要項の施行前である場合には、当該要項の施行日から6月を経過した日(市町村長がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない)までとする。	-	定額	1世帯当たり100千円
		6 公営住宅既存ストック活用事業 通常の維持管理の範疇を超えた老朽化等により活用されていない既存公営住宅の空室を修繕し、被災者の住まい確保に積極的に活用するため、公営住宅建設事業債等の既存制度が活用できず、家賃収入で修繕費を賄えない住戸を対象に必要な経費を支援する。	1. 対象事業費 仮設住宅等の入居者の仮設住宅供与期間以後の住まいを確保するため、既存の市町村営住宅の空室の一般的な修繕に要する経費で次に掲げるもの ①内部天井・壁の修繕(塗替え及びクロス張替え等)に要する経費 ②畳の表替えに要する経費 ③襖紙の張替え、建具の修繕に要する経費 ④その他経年劣化による軽微な修繕に要する経費 ※計画修繕(風呂釜・給湯器の取替え、外壁改修、屋根防水など)、模様替え(手すり設置、段差解消など)に要する費用、及び共用部分の修繕に要する費用は対象外 2. 対象住戸 従前入居者が退去後、概ね6か月以上次の入居がない空室を修繕したもので、修繕後被災者が入居した住戸。ただし、指定管理者が修繕したものを除く。 ※被災者とは、復興基金住まいの再建支援事業の対象となる者を指す。 3. 対象者 既存公営住宅の空室を修繕し被災者の住まいに活用する市町村 4. 交付基準 各申請につき、対象事業費の合計は対象住戸数×520千円を上限とする。 5. 対象期間 市町村が公営住宅への被災者受入を開始した日以降に修繕工事に着手したものに適用する。	-	1/2	「4. 交付基準のとおり」	
	3 被災マンション建替え等支援事業	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資する優良建築物等整備事業を活用して実施される被災分譲マンション建替え及び市街地の安全性を確保するために実施する被災分譲マンション解体に係る経費の一部を支援する。	1. 対象事業費 (1) 被災分譲マンションの建替えの場合 優良建築物等整備事業を活用して実施される以下の経費 ①調査設計計画費、②土地整備費、③共同施設整備費 (2) 被災分譲マンションの解体の場合 ①調査設計計画費、②土地整備費 2. 交付要件 (1) 被災分譲マンションの建替えの場合 対象事業費について国庫補助2/5、市町村負担2/5で実施される事業であること。 (残る民間負担の1/2に復興基金を充当) ※令和3年4月1日以降に国庫補助の交付申請を行ったものについては、「2/5」とあるのは「1/3」と読み替えて適用するものとする。 (2) 被災分譲マンションの解体の場合 対象事業費の4/5について、国庫補助や市町村負担で実施される事業であること。 (残る民間負担の1/2(対象事業費の1/10)に復興基金を充当)	-	1/2以内	対象事業費の範囲	

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)	
③ 住まいの再建 (「熊本型」住まいの再建加速化)	4	住まい再建継続利用支援事業	木造応急仮設住宅(集会所及び談話室を含む)を県から譲与を受け、被災者の住まいの再建に資する施設及び創造的復興に資する施設として移設する際に必要な工事費等の経費を支援する。	1. 対象事業費 木造応急仮設住宅(集会所及び談話室を含む)を県から譲与を受け、被災者の住まいの再建に資する施設及び創造的復興に資する施設として移設する際に必要な工事費等の経費 2. 対象者 市町村、自治会又は集落 3. 交付基準 次の(1)から(3)のすべてに該当すること。 (1) 被災者の住まいの再建に資する施設及び創造的復興に資する施設であること ・「被災者の住まいの再建に資する施設」とは、市町村有の住宅、集会所及び談話室等のコミュニティ施設、保育施設及び放課後児童クラブ等の就業確保施設とする。 ・「創造的復興に資する施設」とは、平成28年熊本地震からの復興に必要な施設のうち、「被災者の住まいの再建に資する施設」に該当しない施設とする。 (2) 工事については、県から譲与を受けた後に行うものであること (3) 社会資本整備総合交付金の対象外経費であること 4. 対象期間 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの48か月間 5. その他 ・「被災者の住まいの再建に資する施設」又は「創造的復興に資する施設」の該当の判断は熊本県土木部が行うため、必要に応じ、県から譲与を受ける前に協議すること。 ・自治会又は集落が実施する場合、県から木造応急仮設住宅等の譲与を受けた市町村と自治会又は集落との間で、施設の用途等を明記した譲与契約書等を締結すること。(県と市町村との間で締結した譲与契約書等と同様の用途に限る。) ・自治会又は集落が実施する場合の補助額は、補助対象事業費に補助率を乗じて得た額(上限額を限度)又は市町村が補助した額のいずれか低い額とする。	木造応急仮設住宅 (移設後の用途は「被災者の住まいの再建に資する施設」に該当)	3/4	4,500千円/戸	
					木造応急仮設住宅 (移設後の用途は「創造的復興に資する施設」に該当)	1/2	3,000千円/戸	
					談話室 (移設後の用途は「被災者の住まいの再建に資する施設」に該当)	3/4	6,750千円/棟	
					談話室 (移設後の用途は「創造的復興に資する施設」に該当)	1/2	4,500千円/棟	
					集会所 (移設後の用途は「被災者の住まいの再建に資する施設」に該当)	3/4	9,000千円/棟	
					集会所 (移設後の用途は「創造的復興に資する施設」に該当)	1/2	6,000千円/棟	
					設計・工事監理費 (移設後の用途は「被災者の住まいの再建に資する施設」に該当)	3/4	3,750千円/団地	
					設計・工事監理費 (移設後の用途は「創造的復興に資する施設」に該当)	1/2	2,500千円/団地	
④ 防災・安全対策	1	住宅耐震化支援事業 (戸建て木造住宅)	熊本地震からの復旧を図るとともに、今後の大規模地震に備え県民が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事及び耐震診断に要する費用等を支援する。	○耐震改修設計 1. 対象事業費 耐震改修工事の計画策定に要する経費(上限30万円) 2. 対象住宅 ・県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者等の居住の用に供されているもの ・在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数3以下の戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は罹災証明書等により平成28年熊本地震で罹災したことを確認できるもの 3. 対象者 対象住宅の所有者等 4. 対象期間 平成28年4月14日から令和5年3月31日まで ただし、個人実施遡及分については、平成28年4月14日から平成29年9月30日まで 5. その他 ・耐震改修設計は、建築士が実施すること ・耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること	耐震改修設計	個人実施遡及分	補助事業費の2/3以内 かつ 市町村が補助する額の1/1以内	200千円
						社会資本整備総合交付金の「住宅に係る耐震化のための計画の策定」活用分	補助事業費の1/3以内 かつ 市町村が補助する額の1/2以内 (特別交付税で措置される額を除く)	100千円

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)	
				○耐震改修工事 1. 対象事業費 ①耐震改修工事及び②工事監理に要する経費 2. 対象住宅 ・県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者等の居住の用に供されているもの ・在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数3以下の戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は罹災証明書等により平成28年熊本地震で罹災したことを確認できるもの ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 3. 対象者 対象住宅の所有者等 4. 対象期間 平成28年4月14日から令和5年3月31日まで ただし、個人実施遡及分については、平成28年4月14日から平成29年9月30日まで 5. その他 ・耐震改修設計に基づき耐震改修工事を行うこと ・建築士が工事監理を行うこと(ただし、遡及分については、建築士が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明できるもの) ・耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となること	耐震改修工事	個人実施遡及分	補助事業費(①及び②、上限120万円)の1/2以内かつ市町村が補助する額の1/1以内	600千円
社会資本整備総合交付金の「住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業」のうち、住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業(以下この事業において「総合的支援メニュー」という。)活用分	補助事業費(①のみ、上限125万円)の40%以内かつ市町村が補助する額の1/2以内(特別交付税で措置される額を除く)	500千円						
社会資本整備総合交付金の「住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業」のうち、総合的支援メニュー以外の事業(以下この事業において「既存メニュー」という。)活用分	補助事業費(①及び②、上限120万円)の38.5%以内かつ市町村が補助する額の77%以内(特別交付税で措置される額を除く)	462千円						

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)	
				<p>○建替え工事</p> <p>1. 対象事業費 建替え工事に要する経費（工事監理に要する経費を除く）</p> <p>2. 対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者等の居住の用に供されているもの ・在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数3以下の戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は罹災証明書等により平成28年熊本地震で罹災したことを確認できるもの ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの <p>3. 対象者 対象住宅の所有者等</p> <p>4. 対象期間 平成28年4月14日から令和5年3月31日まで ただし、個人実施遡及分については、平成28年4月14日から平成29年9月30日まで</p> <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替えの結果、地震に対して安全な構造となること ・建築士が工事監理を行うこと（ただし、遡及分については、建築士が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明できるもの） 	建替え工事	個人実施遡及分	補助事業費（上限261万円）の23%以内 かつ 市町村が補助する額の1/1以内	600千円
総合的支援メニュー活用分	補助事業費（上限125万円）の40%以内 かつ 市町村が補助する額の1/2以内 （特別交付税で措置される額を除く）	500千円						
既存メニュー活用分	補助事業費（上限261万円）の11.5%以内 かつ 市町村が補助する額の1/2以内 （特別交付税で措置される額を除く）	300千円						
				<p>○耐震シェルター工事</p> <p>1. 対象事業費 耐震シェルター工事に要する経費（上限40万円）</p> <p>2. 対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者等の居住の用に供されているもの ・在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数3以下の戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの等 ・本要綱に基づく、耐震改修工事又は建替え工事に係る補助金の交付を受けていないもの <p>3. 対象者 対象住宅の所有者等</p> <p>4. 対象期間 平成28年4月14日から令和5年3月31日まで ただし、個人実施遡及分については、平成28年4月14日から平成29年9月30日まで</p>	耐震シェルター工事	個人実施遡及分	補助事業費の1/2以内 かつ 市町村が補助する額の1/1以内	200千円
社会資本整備総合交付金の「効果促進事業」活用分	補助事業費の1/4以内 かつ 市町村が補助する額の1/2以内	100千円						

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
				○耐震診断 1. 対象事業費 住宅所有者の依頼に応じ市町村が派遣した建築士による耐震診断費用 又は住宅所有者が建築士に依頼して実施した耐震診断費用 2. 対象住宅 ・県内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者等の居住の用に供されているもの ・在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数3以下の戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は罹災証明書等により平成28年熊本地震で罹災したことを確認できるもの 3. 対象者 ・市町村（市町村が建築士を派遣する場合） ・対象住宅の所有者等（市町村が耐震診断費を補助する場合） 4. 対象期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの24か月間 5. その他 ・耐震診断は、建築士が実施すること	耐震診断	社会資本整備総合交付金の「住宅の耐震診断」を活用し、市町村が建築士を派遣する場合 対象事業費の1/2以内かつ市町村が建築士の派遣に要する額の1/2以内（特別交付税で措置される額を除く）	34千円
④ 防災・安全対策	2	震災遺構候補の仮保存支援事業	熊本地震の記憶を風化させないよう、復旧・復興の過程で震災遺構が消滅・逸失することを未然に防ぐため、その仮保存に要する経費を支援する。	1. 対象事業費 震災遺構を仮保存するために要する以下の経費。 ・遮蔽物（ブルーシートやビニールハウス等）の設置に係る費用 ・侵入を防ぐための柵やフェンス設置費用 ・現場での保存が難しい物については移動して仮保存するための運搬費・保管料 ・土地や建物等の借用費 ・その他仮保存に必要と認められる経費 2. 対象者 震災遺構の仮保存を行う市町村 3. 対象期間 平成29年4月から令和2年3月までの36か月間 4. その他 ・経費、方法、保存する場所、安全性等について提出書類やヒアリング等による審査を危機管理防災課で行った上で交付決定を行う（別途通知する）。 ・市町村において平成29年度以降の予算で計上する経費を対象とする。	-	10/10	-
	3	市町村災害時受援計画策定支援事業	熊本地震で課題となった被災市町村における災害時の支援の受け入れについて、今後の災害に対する対応力の向上に資するため、市町村が行う受援計画の策定に要する経費を支援する。	1. 対象事業費 市町村が受援計画の策定に要する以下の経費。 ・有識者への謝金及び旅費 ・会議資料及び成果物印刷費 ・先進地研修旅費 ・職員研修等旅費 ・通信運搬費 ・受援計画の策定に係る補助員（臨時職員）の雇用経費 ・その他、受援計画の策定に必要と認められる経費 2. 対象者 市町村 3. 対象期間 平成29年4月から令和3年3月までの48か月間 4. その他 ・市町村が受援計画策定のための外部委託に要した経費は対象としない。 ・雇用経費の対象期間は、受援計画の策定に要した期間以内とする。	-	1/2	1,000千円

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)	
④ 防災・安全対策	4	地域防災力強化促進事業	地域の防災力の強化を図るため、市町村が行う自主防災組織の設立支援や活動に必要な資機材の整備、自主防災組織と連携した訓練等に要する経費を支援する。	1. 対象事業費 市町村が実施する自主防災組織への支援に要する以下の経費。 ①自主防災組織の設立及び活動に要する資機材の整備、操作講習会及び訓練の実施 ②防災リーダー養成講座、DIG、HUG等の講習会の実施 ③自主防災組織の手引き、マニュアル、事例集等の作成 ④地区防災計画の策定に資する取組み（地域におけるタイムラインを含む。） ⑤その他、自主防災活動や防災訓練に資する取組み 2. 対象者 自主防災組織 3. 事業の要件 市町村は、自主防災組織と連携し、次の要件①、②を共に満たす取組みを実施すること。 ①資機材やマニュアル等を整備した場合、配布先の自主防災組織が、それらを使った活動を実施すること。 ②交付決定後、最低3年間、全ての自主防災組織を対象とした情報伝達訓練や協議会等を実施すること。 4. 対象期間 平成29年4月から令和5年3月までの72か月間 5. その他 ・市町村が実施する事業で自主防災組織の活動を伴わない補助事業（単なる現金給付）は対象外とする。 ・他の補助事業を活用している場合は、本事業の対象外となるため、注意すること。	-	1/2	各市町村の自主防災組織を構成する世帯数の合計ごとに区分 ・5千世帯未満：1,500千円 ・5千世帯以上3万世帯未満：2,000千円 ・3万世帯以上：3,500千円	
	5	指定避難所等機能強化支援事業	市町村の防災力強化に資する、指定避難所及び福祉避難所の機能強化に要する経費を支援する。	1. 対象事業費 市町村の指定避難所及び福祉避難所の機能強化並びに指定避難所への福祉避難設備の充実に関する以下の設備等で、県が必要と認めるものの整備に係る経費（既存の国庫補助や起債の対象とならないもの） 【A：指定避難所機能に係る設備の例】 (1) 井戸 (2) マンホールトイレ (3) 多機能トイレ（和式トイレの洋式化） (4) Wi-Fi (5) 夜間照明 (6) 空調設備（冷房） (7) 空調設備（暖房） (8) 物資等の備蓄スペース (9) 非常用電源 【B：福祉避難所機能に係る設備の例】 (10) オストメイト対応仮設トイレ (11) オストメイト対応仮設トイレ用間仕切り (12) 簡易ベッド (13) 間仕切り (14) 担架 (15) 車いす (16) 歩行器 2. 対象者 指定避難所等の整備を行う市町村 3. 対象期間 平成29年10月から令和5年3月までの66か月間 4. その他 ・緊急防災・減災事業債等の国庫補助や地方債の対象となる経費は除く。 ・補助上限額の範囲内で、支援対象経費A、Bいずれの設備も整備できるが、Aの設備の補助上限額は750千円、Bの設備の補助上限額は500千円とし、指定避難所の補助上限額は最大750千円とする。 ・福祉避難所として指定した民間の施設は対象としない。 避難所としての利用時に限らず、平時から利用できる既存設備の更新は対象としない。（例：空調設備、Wi-Fi、間仕切り等） ・Wi-Fi整備は、「くまもとフリーWi-Fi」を提供するために必要な経費（「くまもとフリーWi-Fi整備事業を参照」）を対象とする。 ・事業に係る当該補助金以外の補助金、寄付金、その他収入がある場合は、その額を対象事業費から控除する。	指定避難所	対象事業費の「A」のみ整備	1/2	750千円/箇所
					指定避難所	対象事業費の「B」のみ整備	1/2	500千円/箇所
					指定避難所	対象事業費の「A・B」併せて整備	1/2	750千円/箇所
福祉避難所	対象事業費の「A」のみ整備	1/2	750千円/箇所					
福祉避難所	対象事業費の「B」のみ整備	1/2	500千円/箇所					
福祉避難所	対象事業費の「A・B」併せて整備	1/2	1,250千円/箇所					

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
④ 防災・安全対策	6	くまもとフリーWi-Fi整備事業	災害発生時の緊急情報を収集可能とするため、観光客等が集まる市町村営施設等における「くまもとフリーWi-Fi」の設置に要する経費の一部を支援する。	<p>1. 対象施設 市町村が設置または運営する次の公共施設等 (1) 観光客等が利用する施設 (見物、鑑賞、温泉・保養、娯楽、スポーツ、買物、休憩、宿泊、見学、体験等の観光目的で設置または運営する施設に限る。) (2) 交通拠点 (駅、バスターミナル、港の施設。) (3) 交通機関 (鉄道、バスの車両等。)</p> <p>2. 対象事業費 「くまもとフリーWi-Fi」を提供するために必要な次の経費 (1) くまもとフリーWi-Fi用無線LAN機器 (アクセスポイント) 等の機器購入費用 (2) NTTB簡易AP方式サービス利用料 (初回購入時支払分のみ) (3) 機器の設置、設定費用 (4) 配線、電源工事費用 (5) その他必要と認められる経費</p> <p>3. 対象者 市町村</p> <p>4. 対象期間 平成29年10月から令和2年3月までの30か月間</p> <p>5. その他 ・国又は県からの補助金等の交付の対象となる事業は対象外とする。 ・既設の「くまもとフリーWi-Fi」の更新・入替えは対象外とする。 ・「くまもとフリーWi-Fi」の設置規約による。 ・交付決定をもって「くまもとフリーWi-Fi」の承認があったものとする。</p>	-	1/2	1,500 千円/施設
	7	公共建築物緊急点検支援事業	市町村有建築物等のうち、タイル、石貼り等落下のおそれのある外壁、内壁・天井及び特定天井の緊急点検に要する費用の一部を支援する。	<p>1. 対象建築物 施設管理者 (財産管理者) が点検を必要と判断した市町村有の建築物 (法令の規定や法令に基づく計画により、住民等の受入れについて負担を負う市町村有以外の建築物のうち、当該市町村が点検費用の全額を負担するものを含む)</p> <p>2. 点検対象範囲 (1) 外壁 次の①及び②のいずれも満たす建築物であること ①不特定または多数の者が通行する場所に面していること ②仕上げがタイル、石貼り等 (湿式工法)、モルタル塗であること (2) 内壁・天井 次の①及び②のいずれも満たす建築物であること ①高さ3mを超えること ②仕上げがタイル、石貼り等 (湿式工法)、モルタル塗であること (3) 特定天井 すべての特定天井 なお、上記 (1)、(2) 及び (3) のいずれも、次の①及び②に該当する場合は、点検対象範囲から除くこととする。 ①平成28年熊本地震以降に改修又は全面打診等による専門的な点検・調査を実施している ②3年以内に改修等が行われることが確実に安全確保が講じられている</p> <p>3. 対象経費 上記2の点検対象範囲において、目視以外の方法での点検 (全面打診調査、赤外線照射調査等) の実施に要する経費。 ただし、建築基準法に基づき点検もしくは調査を行うことが必要な外壁にあっては、次回の全面打診の実施年度までの年数を12で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>4. 対象期間 令和元年5月24日から令和4年3月31日まで ただし、令和3年4月1日以降の対象事業は、令和3年3月31日までに事業に着手していたものに限る。</p>	-	1/2	-

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
⑤ 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援	1	地域水道施設復旧事業	日常生活において安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、被災した地域の組合等が経営管理する水道施設(専用水道は除く。この表において、「地域水道施設」という。)の災害復旧事業に要する経費の一部を支援する。	1. 対象事業費 公営水道の給水区域外で、10人以上の住民に給水する地域水道施設の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設(配水管から最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある給水施設に限る。)等を原形復旧するために要する経費。 2. 対象者 上記施設を管理する集落、自治会又は組合等 3. その他 事業に係る交付金以外の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、その額を対象事業費から控除する。	概ね3年以内に公営水道と統合する場合	8/10	-
					公営水道と統合しない場合	1/2	-
	2	農家の自力復旧支援事業	農業の維持を図るため、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費を支援する。	1. 対象事業費 被災した農地のうち国庫補助の対象とならないものについて、農家が自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地及び耕耘等に要する以下の経費。 ・作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費、燃料費、その他必要と認められる経費 2. 対象者 上記農地を管理する個人、集落又は自治会等 3. 対象期間 平成28年4月14日から令和4年3月31日までの72か月間	-	1/2以内	200 千円/箇所
	3	私道復旧事業	被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費を支援する。	1. 対象事業費 主として地域住民の日常生活に利用されるもので、次の要件のすべてを満たす私道(民有地)の復旧工事に要する経費(調査、設計費を含む) ①一般交通の用に供しているものであること ②公道(道路法上の道路等)に接続するものであること ③幅員が概ね1.8m以上あること ④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること ⑤集落等で維持管理しているものであること 2. 対象者 上記私道を管理する自治会又は集落等 3. その他 ・復旧工事は原形復旧を原則とする。 ・2戸以上の住宅が利用する部分を対象範囲とする。 ・復旧事業費が50万円未満のものは対象外とする。 ・市町村等から補助金がある場合は、当該補助金額を対象事業費から控除する。 ・対象となる私道の公簿上の地目は問わない。	-	1/2以内	10,000 千円/件
4	小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業	被災した小規模な農業用水路・農道について、早期に自力復旧を行い、営農再開につなげるため、復旧に要する費用を支援する。	1. 対象事業費 被災した農業用水路・農道のうち国庫補助事業の対象とならない箇所における復旧に要する経費(多面的機能支払交付金等の実施箇所を除く、かつ、受益戸数2戸以上)。 ・材料費、作業機械借上料、機械オペレーター賃金、労務費、その他必要と認められる経費 2. 対象者 上記の水路や農道を管理している農家の代表者、土地改良区、水利組合、集落等 3. 対象期間 平成28年4月14日から令和4年3月31日までの72か月間	-	2/3以内	266 千円/箇所	

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
⑤ 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援	5	地域コミュニティ施設等再建支援事業	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設の再建を支援する。	<p>1. 対象施設 次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設</p> <p>①市町村の区域内に存在していること。 ②専ら地域の住民が利用するものであること。 ③専ら地域の住民が交代で維持管理しているものであること。 ④祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続するものであること。</p> <p>2. 対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替 本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費 ※土地購入費及び事務費を除く。 ・ 修繕 建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費 ※土地購入費及び事務費を除く。 <p>3. 対象者 上記施設を管理する集落又は自治会</p> <p>4. その他 市町村等から補助金がある場合は、対象事業費から控除する。</p>	-	1/2 以内	10,000 千円
	6	自治公民館再建支援事業	被災した自治公民館を所有する集落又は自治会に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する。	<p>1. 対象施設 次の要件をすべて満たすもので、生涯学習活動の振興のために復旧が必要と当該地域・集落が属している市町村長が認める施設</p> <p>①市町村の区域内に存在している施設であること。 ②専ら当該地域（集落）の住民が利用する施設であること。 ③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、集落又は自治会等で設置し、自主的に管理・運営している施設であること。 ④社会教育法に規定する公民館の事業に概ね準じた活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設であること。</p> <p>2. 対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替 本体工事、付帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費 ・ 修繕 建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費 <p>3. 対象者 上記施設を所有する集落又は自治会</p> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替、修繕とも原形復旧を原則とする（延床面積は従前どおり等）。 ・ 土地購入費、備品購入費は対象外とする。 ・ 認可地縁団体以外が所有するものに係る交付額の算定においては、市町村等から補助金がある場合は、対象事業費から控除する。ただし、市町村が対象事業費の1/3より大きい割合を補助する場合は、対象事業費の1/3を交付する。 	認可地縁団体以外が所有するもの	1/2 以内	市町村の 補助額 (市町村が対象事業費の1/3より大きい割合を補助する場合は、対象事業費の1/3)

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)	
⑤ 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援	7	消防団詰所等再建支援事業	地域消防力の機能回復を促進するため、被災した消防団拠点施設及び消防水利のうち、市町村以外の民間団体等の所有施設の復旧に要する経費を支援する。	1. 対象施設及び設備 消防団詰所（消防車両や資機材の収納場所と消防団員の待機場所を併設した施設）、消防車両格納庫、防火水槽及び消火栓の復旧に要する経費 2. 対象事業費 対象施設及び設備の復旧に係る以下の経費 ・ 建替 本体工事、附帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費 ・ 改修 本体、附帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費 3. 対象者 上記施設を管理する集落又は自治会 4. その他 ・ 詰所は、格納庫と一体となっているものを想定しているため、もともと別々にあった詰所と格納庫が被災し、一体として建替える場合は、「詰所」として取り扱う。	詰所 (市町村以外が所有するもの)	建替	1/2以内	2,000千円
					改修	1/2以内	1,000千円	
					格納庫 (市町村以外が所有するもの)	建替	1/2以内	1,200千円
						改修	1/2以内	600千円
					防火水槽 (市町村以外が所有するもの)	建替	1/2以内	500千円
						改修	1/2以内	100千円
	消火栓 (市町村以外が所有するもの)	改修	1/2以内	75千円				
	8	私立博物館等復旧事業	社会教育の復興に資するため、被災した私立博物館の復旧費用を支援する。	1. 対象施設 次の要件のいずれかを満たすもので、復旧が必要と市町村長が認定する私立博物館 ①私立登録博物館（博物館法第2条第1項に規定する「博物館」をいう） ②私立博物館相当施設（同法第29条に規定する「博物館に相当する施設」をいう） ※国又は地方公共団体が設置するものは対象外。 2. 対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費 ・ 建物（電気、ガス等の付帯設備を含む） ・ 建物以外の工作物（土地に固着している建物以外の工作物） ・ 土地（敷地、屋外運動場等） ・ 設備（教材、教具、机・椅子等の備品、展示ケース、展示資料） ※市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。 3. 対象者 上記施設の設置者 4. その他 市町村等他の団体からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。	-	1/2以内	10,000千円	
	9	共同墓地復旧支援事業	集落共有の墓地において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する。	1. 対象施設 集落共有の墓地 ※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外。 2. 対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費。 ・ 共有部分（通路、外構、水道設備、建築物等）の復旧工事 ・ 共有部分又は他所有者の区画に倒壊した墓石の移設工事 3. 対象者 上記施設を管理する集落又は自治会等	-	1/2以内	10,000千円	

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
⑥ 新たな観光拠点づくり、産業・物産振興	1	商店街等街路灯管理支援事業	被災した商店街等が所有する街路灯・防犯灯の電気料について、事業者の移転、休業及び廃業の増加により、残る事業者の負担が増大し、支払が困難となった場合、地域住民の安全・安心を担保するため、その経費の一部を支援する。	1. 対象事業費 商店街等の管理団体が所有する街路灯・防犯灯の電気料 2. 対象者 事業者の移転、休業及び廃業等により、事業者数が被災前より2割以上減少した商店街や管理組合のうち、市町村が電気料の一部または全部を負担する商店街等。 3. 対象期間 平成29年4月から令和2年3月までの36か月間	-	1/2以内	6千円/灯
	2	仮設商店街整備支援事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する平成28年熊本地震による事業用仮設施設整備支援事業を活用して、仮設商店街を設置する場合、市町村等が負担する経費を支援する。	1. 対象事業費 仮設商店街の整備に要する経費 (土地の借地、土地の造成、地盤改良、看板設置、建物等賃借に必要な経費) 2. 対象者 独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する平成28年熊本地震による事業用仮設施設整備支援事業を活用した仮設商店街(市町村が団体等に補助する場合も含む。) 3. 対象期間 平成28年4月から独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する平成28年熊本地震による事業用仮設施設整備支援事業に基づく事業実施期間	-	10/10	10,000千円
⑥ 新たな観光拠点づくり、産業・物産振興	3	商店街にぎわい復興支援事業	被災した商店街等の創造的復興を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させるため、商店街等団体が実施するにぎわい創出のためのイベント等及び2019国際スポーツ大会(ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会)に関連して、商店街等団体が実施するにぎわい創出のためのイベント等の経費を支援する。	1. 対象事業費 (1) 商店街等団体が実施するにぎわい創出及び売上向上に資するイベント等に必要経費(謝金、旅費、賃借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託料、外注費、雑役務費) (2) 2019国際スポーツ大会に関連して商店街等団体が実施するにぎわい創出及び売上向上に資するイベント等に必要経費(具体的な経費は上記1(1)と同じ) 2. 対象者 (1) ・商店街等団体(商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織) ・商工会議所及び商工会 ※対象者については、熊本地震の影響により、地震後における来街者が地震前に比べて減少している団体等(以下の要件①を満たすもの)、又は、地震後の売上が地震前より減少している団体等(以下の要件②を満たすもの)とする。 ①歩行者通行量の減少:熊本地震から遡って1年以内の通行量調査結果と市町村の公募開始日より起算して1年以内の通行量調査結果を比較して、1割以上減少している。 ②売上高の減少:平成27年度と平成29年度の売上高を比較して、商店街等を構成する過半数以上の店舗を調査し、そのうち2/3以上の店舗の売上高が減少している。 (2) ・商店街等団体(商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織) ・商工会議所及び商工会 ※対象者については、熊本地震の影響により、地震後における来街者が地震前に比べて減少している団体等(以下の要件①を満たすもの)、地震後の売上が地震前より減少している団体等(以下の要件②を満たすもの)、又は「商店街震災復旧等事業(商店街にぎわい創出事業)」の対象となった団体。 ①歩行者通行量の減少:熊本地震から遡って1年以内の通行量調査結果と市町村の公募開始日より起算して1年以内の通行量調査結果を比較して、1割以上減少している。 ②売上高の減少:平成27年度と平成30年度の売上高を比較して、商店街等を構成する過半数以上の店舗を調査し、そのうち2/3以上の店舗の売上高が減少している。 3. 対象期間 (1)平成29年10月から平成31年3月までの18か月間 (2)平成31年4月から令和元年12月までの9か月間 4. その他 該当市町村は、商店街等団体の事業計画のヒアリング等を実施のうえ、熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課へ事前に協議するものとする。	-	定額補助	1,000千円 (下限額300千円)

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
	4	熊本地震復興観光拠点整備推進事業	熊本地震からの復旧・復興と「ようこそくまもと観光立県推進計画」に掲げる新たな観光資源の活用(大河ドラマ、日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等)を踏まえた県内各地域の観光施策を推進するため、観光物産拠点の整備及び観光資源の発掘・磨き上げ等、地域が主体となった国内外からの誘客及び観光消費拡大につながる市町村の取組みを総合的に支援する。 また、上記のほか熊本地震からの復興に資するもので、「ようこそくまもと観光立県推進計画」の推進に必要と市町村が認める事業を支援する。	1. 対象事業費 (1) ハード整備事業 ① 新たな観光物産拠点施設の整備(新築、増改築) ② 宿泊施設や観光施設等の受入環境の整備(トイレの洋式化、表示の多言語化、決済端末の設置等) ※対象外: 既存施設の単なる維持補修(老朽化した洋式トイレの交換等)、観光物産振興に直接繋がらない施設整備(防犯カメラの設置、LED化、主に地元の人が利用する公園のトイレ改修等) (2) ソフト事業 ① 観光物産振興(着地型旅行商品の造成、PR動画の作成、県外でのPR、特産品等の商品開発、観光物産展等) ※対象外: 事業実施に伴う飲食代、プレミアム旅行券や商品券の造成等 2. 事業実施主体 市町村又は民間事業者等 3. 対象期間 平成29年10月から令和5年3月までの66か月間 4. その他 原則、既存の国の補助事業や交付金事業、地方債(交付税措置有り)等の財政支援制度が活用出来る場合は対象外となるので、必ず事前に相談すること。	-	1/2	別途通知 (観光入込客数、面積等で各市町村毎に上限を設定)
-	-	事務費	本交付金を活用して事業を執行するための復興基金対応支援事業(窓口業務)などの市町村において必要となる事務費を包括的に支援する。	事務費等への充当実績に関わらず、各年度における各市町村の交付決定額の 2. 75%の額を平成28年度熊本地震復興基金事業の事務費として一括交付する。 なお、この額には被災宅地復旧支援事業(市町村運営費補助)を含み、別途定める平成31年度に追加配分する平成28年熊本地震義援金の交付事務(住民税非課税世帯)に要する経費について、当該事務費の対象とし、その実額が上限額を超える場合には、当該超過額の8割を加算(「加算額」という。)し、交付する。	-	定額補助	(全事業の交付決定額)×2.75% +加算額

(別表) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要項第2条関係)

基本事業	番号	事業名	事業内容	交付対象事業費等	種別	補助率	上限額 (※1)
—	—	市町村創意工夫事業	被災市町村が復興計画策定等を通じ、被災者等の意向を伺い、地域の実情に応じたきめ細かな事業の実施に要する経費を支援する。	<p>1. 交付対象市町村 次のいずれかに該当する熊本市、八代市、玉名市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、水上村、五木村の30市町村とする(特定被災市町村)。</p> <p>(1) 震度6弱以上が観測された市町村 (2) 住宅の全壊世帯数(戸数)(半壊は2戸を持って全壊1戸とする。)が災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)別表第3に掲げる世帯数(戸数)以上の市町村 (3) 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地方負担額の標準税収入に対する割合が5%を超えている市町村</p> <p>2. 交付額 次の項目に基づき県で算定する。 (1) 住家の被災規模、公共土木施設の被災規模 (2) 人口規模(ただし、熊本市、上天草市、天草市は対象外)</p> <p>3. 事業の対象及び実施状況の確認等 当基金の趣旨である平成28年熊本地震からの早期の復興を図ることを目的とする基金の造成に要する経費を対象とし、基金を市町村が造成(条例施行)したことをもって事業の完了とする。 ただし、本事業を全て平成29年度事業で実施する場合には、基金を造成せずに本事業に係る市町村別交付額の交付を受けることができる。その場合、事業年度終了報告書(別記第13号様式)の提出をもって事業の完了とし、提出期限は平成30年3月31日までとする。 基金を造成した場合には、各年度の事業の実施計画及び実施状況等を下記書類により、それぞれ定める日までに県に提出するものとする。 ただし、基金を造成しない市町村については、平成29年度分のみ提出する。 (1) 創意工夫分(枠配分)事業年度実施計画書(別記第12号様式) 毎事業年度の5月31日まで(平成29年度は1月31日まで)に県に提出 (2) 創意工夫分(枠配分)事業実施状況報告書 毎事業年度終了後の5月31日までに県に提出</p> <p>4. 留意事項 (1) 国庫補助等の既存制度があるものには充当しない。 (2) 県統一ルール分の補助の嵩上げには充当しない。ただし、各市町村の事情により、嵩上げ等を行う場合は、市長会・町村会を通じるなどして、近隣市町村等の合意を得ること。なお、被災者向けの補助を独自に実施される場合には、近隣市町村等へ配慮すること。 (3) 被災者へ支援する際の補助率は原則1/2で、そのうち負担が大きい又は公共性が高いものは2/3を基本とする。 市町村が実施主体となるもので、再度災害防止に資する事業等、被災者の支援や復旧に直接資さない事業の充当率は原則1/2とする。</p>	—	—	別途通知

※1 ⑥-3商店街にぎわい復興支援事業を除き、交付額の下限は設定していない。

※2 ⑤-6及び⑤-7の事業において、一般単独災害復旧事業債を活用し市町村が補助する事業又は市町村が復旧する事業については、県が別途調査により把握した相当額を交付する。

※3 市町村指定文化財の復旧のために市町村が負担した経費について、県が別途調査により把握した相当額を交付する。

※4 市町村から団体等へ交付する場合、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(支援対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付する。

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年 第 月 日

熊本県知事 様

（市町村長）

平成28年熊本地震復興基金交付金交付申請及び実績報告書

このことについて、熊本県補助金等交付規則第3条、13条及び平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項第4条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第1号様式別紙（第4条関係）

（単位：千円）

番号	事業名	交付対象事業費	交付金額
	合計		

別途定める総括表及び事業ごとの算定様式を添付すること。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第2号様式(第5条関係)

令和 年 月 日
第 号

(市町村長) 様

熊本県知事



平成28年熊本地震復興基金交付金交付決定及び確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請及び報告のありました平成28年熊本地震復興基金交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条第1項及び第14条の規定により、下記のとおり交付の決定をし、併せてその額を確定しましたので、同規則第6条、第14条及び平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項第5条の規定により通知します。

記

交付決定及び確定額 金 千円

(内訳)

(単位：千円)

番号	事業名	交付対象事業費	交付金額
合計			

別記第3号様式(第6条関係)

平成28年熊本地震復興基金交付金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました平成28年熊本地震復興基金交付金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条第1項及び平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項第6条第の規定により請求します。

記

請求額 ￥ _____

令和 年 月 日

(市町村長)

熊本県知事 様